

2021年度 学生生活心得
(23・24期生)

学校法人小池学園

専門学校東萌ビューティーカレッジ

学生規定

教 1) 卒業

卒業認定は、本校学則第 22 条第 2 項に定める、所定の 2 年の課程を修了した者、具体的には、学則に定める授業課目の単位の修得、出席時数の基準、学納金の納付等、卒業に必要な要件のすべてを満たしている者について、毎年 2 月に行われる卒業認定会議での協議を経て、校長が認定を行う。

卒業認定の方針は、美容師国家資格取得のために必要な知識及び技術力を修得し、本校学則第 1 条（目的）に掲げる「実践力のある美容師」として基本となる能力を身につけた者に「専門士」の称号を授与し卒業の認定を行う。

教 2) 進級

進級認定は、第 10 条に定める学習の評価に基づき課程を修了した者、具体的には、学則に定める授業課目の単位の修得、出席時数の基準、学納金の納付等、進級に必要な要件のすべてを満たしている者について、毎年 2 月の行われる進級判定会議での協議を経て、校長が認定を行う。

進級認定の方針は、美容に関する体系的な知識と技術を修得した者に進級の認定を行う。

教 3) 時間

1. 1年間で前期 4月～9月・後期 10月～3月の 2期、2年間で計 4期を設定する。
2. 時間割

予 鈴	8 : 5 0 ~
ホームルーム	9 : 0 0 ~ 9 : 0 5
1 時限目	9 : 0 5 ~ 1 0 : 3 5
2 時限目	1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 1 5
昼 休 み	1 2 : 1 5 ~ 1 3 : 0 0
3 時限目	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
清 掃	1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 4 5
ホームルーム	1 4 : 5 0 ~
※4 時間目	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0
清 掃	1 6 : 1 0 ~ 1 6 : 2 5
※ ホームルーム	1 6 : 3 0 ~

教 4) 単位修得(出席・試験合格・学費納入)

1. 各期(教 3-1)毎に法定単位を修得していること。
2. 各教科科目の出席時数が所定授業時間数の 3 分の 2 (ただし、実習を伴う強化科目にあっては 5 分の 4) に到達していること。(学則第 10 条)
3. 各教科とも試験(教 7 及び教 9)に合格していること。

4. 学費を完納していること。
5. 学校長が認めた場合にはこの限りではない。

教 5) 学修成果の評価

学修成果の評価は、定期試験、授業受講の態度、成果物（技術点、提出課題）等の評価を点数化し、評価点に応じてABC評価により行う。

可否については、60点以上（C評価）以上を合格とし、59点以下（D評価）は不可とする。

また、学則第10条に規定している出席時数の基準を満たしていなければ、その教科課目の評価を受けることはできない。具体的には所定授業時間数の3分の2（実習を伴う教科課目にあつては5分の4）に達していない者は評価を受けることができない。

評価判定基準

評 価 点	100～80	79～70	69～60	59 以下
評 定	A	B	C	D

教 6) 成績評価における客観的な指標

成績評価における客観的な指標は、当該年度で履修した課目の成績評価を点数化し、履修課目の合計点の平均により指標となる数値を算出する方法により行う。

客観的な指標の算出方法					
$\text{指標の数値} = \frac{\text{当該年度履修課目合計点}}{\text{当該年度履修課目数}}$ (平均点)					
学科名	美容科	学年	●年	学生数	◆名
成績の分布					
指標の数値 (平均点)	100～80	79～70	69～60	59 以下	
評 定	A	B	C	D	
人 数	▲名	○名	■名	0名	

下位 1/4 に該当する人数 ◇名

下位 1/4 に該当する指標の数値 ▽点以下

(ただし、下位 1/4 を算出するため同点の場合、小数点第 1 位で判断)

教 7) 定期試験

1. 学科

- ① 各期毎に期末試験を実施する。
- ② 試験結果は、出席時間の規定時間終了をもって有効とする。

- ③ 各教科とも、100点満点中60点以上（評価判定基準C評定以上）を合格とする。
- ④ 試験時間は原則として50分間とする。
- ⑤ 遅刻をした場合、本人の希望により当該時間内に受験することが可能である。
- ⑥ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。（席を外した時点で試験解答用紙を回収）
- ⑦ 試験中に不正行為等があった場合は、当該科目を不合格とする。
- ⑧ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。（ロッカー管理とする。）
- ⑨ 解答記入の際は必ずHBの鉛筆もしくはHBの芯を使用するシャープペンシルを使用し、訂正の際は消しゴムを使用する。
- ⑩ 氏名等の記入のない場合や、鉛筆・消しゴムを使用しない場合は、当該科目を不合格とする。
- ⑪ 定期試験欠席者には追試験を実施する。
- ⑫ 定期試験不合格者(100点満点中60点未満)には、再試験を実施する。

2. 実技

- ① 各期毎に期末試験を実施する。
- ② 試験結果は、出席時間の規定時間終了をもって有効とする。
- ③ 各教科とも、100点満点中60点以上（評価判定基準C評定以上）を合格とする。
- ④ 遅刻をした場合、本人の希望により当該時間内に受験することが可能である。
- ⑤ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。
- ⑥ 試験中に不正行為等があった場合は、当該科目を不合格とする。
- ⑦ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。（ロッカー管理とする。）
- ⑧ 定期試験欠席者は追試験を実施する。
- ⑨ 定期試験不合格者(100点満点中60点未満)（評価判定基準D評定以下）には、再試験を実施する。

教 8) 追試験・再試験等

- ① 定期試験欠席者には追試験を実施する。
- ② 定期試験不合格者(100点満点中60点未満)（評価判定基準D評定以下）には、再試験を実施する。
- ③ 追試験・再試験日程
指定した日程で実施する。
指定された日程で受講しなかった場合は不合格となる。
- ④ 再試験・追試験ともに100点満点中60点以上（評価判定基準C評定以上）

を合格とする。

- ⑤ 遅刻した場合は、定期試験に準ずる。
- ⑥ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。
- ⑦ 試験中に不正行為等があった場合は、追試験・再試験の当該科目を不合格とする。
- ⑧ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)
- ⑨ 解答記入の際は必ず HB の鉛筆もしくは HB の芯を使用するシャープペンシルを使用し、訂正の際は消しゴムを使用すること。
- ⑩ 氏名等の記入のない場合や、鉛筆・消しゴムを使用しない場合は当該科目を不合格とする。
- ⑪ 追試験・再試験合格者の学習評価点は 60 点(評価判定基準 C 評定)とする。
- ⑫ 追試験・再試験共に、受験料は各教科 1,000 円とする。
- ⑬ 無断欠席の場合、追試験・再試験ともに、受験料は 2,000 円とする。

教 9) 検定試験

1. 学科

- ① 各学年次共、検定試験を年 3 回実施する
- ② 1 学年次は 6・5・4 級の検定試験を実施し、4 級合格をもって進級条件の一つとする。
- ③ 2 学年次は 3・2・1 級の検定試験を実施し、2 級合格をもって卒業見込条件の一つとし、1 級合格をもって卒業条件の一つとする。
- ④ 出題、採点方法は、国家試験に準ずるものとする。
- ⑤ 各教科枠において 0 点があった場合および、不正行為等があった場合は、全教科不合格となる。
- ⑥ 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)
- ⑦ 解答の記入の際は、必ず HB の鉛筆もしくは HB の芯を使用するシャープペンシルを使用し、訂正の際は消しゴムを使用する。
- ⑧ 氏名等の記入のない場合や、鉛筆・消しゴムを使用しない場合は当該科目を不合格とする。
- ⑨ 遅刻した場合は、定期試験に準ずる。
- ⑩ 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。(席を外した時点で試験解答用紙を回収)
- ⑪ 各級ごとの合格水準は下記とする。
 - 6 級：国家試験基礎問題 (60 点合格)
 - 5 級：国家試験基礎問題 (60 点合格)
 - 4 級：国家試験基礎問題 (60 点合格)
 - 3 級：国家試験対応問題 (60 点合格)
 - 2 級：国家試験対応問題 (70 点合格)

1 級：国家試験対応問題（80 点合格）

⑫ 検定試験の追検定・再検定について

- イ) 検定試験欠席者には追検定を実施する。
- ロ) 検定試験不合格者には再検定を実施する。
- ハ) 追検定・再検定共に、受験料は 1,000 円とする。
- ニ) 無断欠席の場合、追検定・再検定ともに、受験料は 2,000 円とする。
- ホ) 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)

2.実技

①実施

- イ) 1 年次は、3 級検定試験を実施する。
- ロ) 2 年次は、2 級・1 級検定試験を実施する。

②各級ごとの合格水準は下記とする。

- 3 級：進 級 検 定 試 験 (60 点合格)
- 2 級：卒業見込取得検定試験 (70 点合格)
- 1 級：卒 業 検 定 試 験 (70 点合格)

③検定試験の追検定・再検定について

- イ) 検定試験欠席者には追検定を実施する。
- ロ) 検定試験不合格者には再検定を実施する。
- ハ) 追検定・再検定共に、受験料は 1,000 円とする。
- ニ) 無断欠席の場合、追検定・再検定ともに、受験料は ¥2,000 とする。
- ホ) 遅刻した場合は、定期試験に準ずる。
- ヘ) 試験中に席を外した場合は、その時点で試験終了とする。
- ト) 試験中に不正行為等があった場合は、不合格とする。
- チ) 試験教室内に携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止とする。
(ロッカー管理とする。)

教 10) 社会人検定

①概要

- イ) 接客、衛生の 2 分野で実施
- ロ) 評価は教職員が実施する

②実施

- イ) 各分野とも、年数回実施される
- ロ) 検定は 3 級、2 級、1 級の順で実施される

③評価 (合格基準)

- ・ 3 級：検定評価表において衛生分野、接客分野の総合平均点が 60 点以上の者
- ・ 2 級：検定評価表において衛生分野、接客分野の総合平均点が 70 点以上の者

者

- ・ 1級：検定評価表において衛生分野、接客分野の総合平均点が80点以上の者

教11) 公認欠席

1. 公認欠席を希望する場合は、事前に申請し許可を得なければならない。
2. 公認欠席は、下記項目とする。
 - ① 就職活動
 - イ) 入社試験並びに面接試験のみとする。(見学は認めない)
 - ロ) 事後は、速やかに所定の報告書を提出すること。
 - ② その他学校長が認めた場合。

教12) 褒章

1. 皆勤は、無欠席・無遅刻・無早退者とし、卒業時に表彰する。
2. 精勤は、3日以内の欠席(遅刻・早退は3回で1日の欠席とみなす)者とし、卒業時に表彰する。
3. その他、優秀者には表彰がある。

教13) 忌引

学生本人の近親者が死去したときは、所定の書類を提出することにより忌引を認める。忌引は皆勤、精勤には影響しない。また忌引により遠隔地に赴くときは、その往復に要する日数を忌引き日数として加算することができる。

教14) 出席停止

学生が感染症にかかったとき、かかっている疑いのあるとき、及びかかるおそれのあるときは、医師の証明により学校への登校及び授業への出席を停止する。出席停止は皆勤、影響しない。

欠席理由		期間	提出書類	提出期限
忌 引	①本人の父母、子など又は配偶者	5日 以内	①忌引届 ②会葬礼状等	事後1週 間以内
	②本人の祖父母、兄弟姉妹など	3日 以内		
	③本人の曾祖父母、伯叔父母など	1日 以内		

出席停止	学校保健安全法施行規則第18条に規定する「学校において予防すべき感染症の種類」にかかった者、かかっている疑いのある者、かかるおそれのある者	①出席停止届	出席可能となった日から1週間以内
------	---	--------	------------------

附則

1. この規定は、平成10年4月1日から実施する
2. この規定は、平成11年4月1日より改定実施する
3. この規定は、平成12年4月1日より改定実施する
4. この規定は、平成13年4月1日より改定実施する
5. この規定は、平成14年4月1日より改定実施する
6. この規定は、平成15年4月1日より改定実施する
7. この規定は、平成16年4月1日より改定実施する
8. この規定は、平成17年4月1日より改定実施する
9. この規定は、平成18年4月1日より改定実施する
10. この規定は、平成19年4月1日より改定実施する
11. この規定は、平成20年4月1日より改定実施する
12. この規定は、平成21年4月1日より改定実施する
13. この規定は、平成22年4月1日より改定実施する
14. この規定は、平成23年4月1日より改定実施する
15. この規定は、平成24年4月1日より改定実施する
16. この規定は、平成25年4月1日より改定実施する。
17. この規定は、平成26年4月1日より改定実施する。
18. この規定は、平成27年4月1日より改定実施する。
19. この規定は、平成28年4月1日より改定実施する。
20. この規定は、平成29年4月1日より改定実施する。
21. この規定は、令和2年4月1日より改定実施する。
22. この規程は、令和3年4月1日より改定実施する。